

西条市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表（傍線部分は変更部分）

変更後					変更前				
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] 略					7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] 略				
[2] (1) 法に定める特別の措置に関連する事業					[2] (1) 法に定める特別の措置に関連する事業				
事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項	事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p>事業名：<u>西条紺屋町商店街C地区整備事業</u> 内容：<u>紺屋町商店街の一つであるC地区の整備</u> 面積：1,225㎡ 延べ床面積：750㎡ 店舗（産直市）、駐車場35台 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 （上記は以下事業に共通） <u>本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、地元産品紹介コーナーなどを設置します。</u> <u>地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</u></p>	<p><u>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</u></p> <p>実施時期：平成23年度～平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	（（4）から移設）				
<p>事業名：<u>西条紺屋町商店街D地区整備事業</u> 内容：<u>紺屋町商店街の一つであるD地区の整備</u> 面積：2,675㎡ 延べ床面積：2,240㎡ テナント、戸建店舗、公園、駐車場24台 実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	西条紺屋町商店街振興組合	<p><u>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</u> <u>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</u></p>	<p><u>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</u></p> <p>実施時期：平成23年度～平成24年度</p>	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金	（（4）から移設）				

<p>事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業</p> <p>内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備</p> <p>延長：約160m</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p>アーケードの設置（現アーケードを取り払い整備する。）により来街者の利便性の向上を図ります。</p>	<p>支援措置の内容：中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>実施時期：平成23年度～平成24年度</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p>	<p>((4) から移設)</p>
---	---------------------	--	--	-------------------------------	--------------------

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- ・中心市街地の商店街は、東町、紺屋町、中央、栄町、栄町上組、登道の6つの商店街によって形成されており、東町商店街（通称アオイロード）が東西に貫通し、南北に縦列する紺屋町、中央、栄町、栄町上組、登道の各商店街がそれに直交してT字型の形状をなしている。商店街の総延長は、約1,000mに及ぶとともに、飲食店街や本市の玄関口であるJR伊予西条駅に近接しており、主要商業地域として位置付けられる。
- ・現況では、紺屋町商店街をはじめ、6つの商店街はいずれも通行量が減少傾向にある。そこで、紺屋町商店街の再興により、中心商店街のにぎわいのエリアをT字型の基幹軸に沿って拡大し、新たな回遊路を創出することを目指す。

表一歩行者・自転車通行量（休日）

	H13	H15	H17	H19	H21
東町	2,169	1,011	1,277	1,185	1,167
紺屋町	2,024	2,127	1,909	2,119	1,957
中央	2,553	2,007	1,893	1,831	1,804
栄町	1,968	1,698	1,579	1,491	1,675
栄町上組	1,330	1,214	1,172	1,148	1,377
登道	864	691	689	675	783
計	10,908	8,748	8,519	8,449	8,763

※西条商工会議所調べ

- ・当該事業の実施により、本市の特徴である豊富な食材を活用して地産地消の観点から集客を行うとともに、紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗が少ないため、戦略を持って集客が可能となる店舗バランスを調えることで、商店街全体の楽しみの選択肢を増やし、滞在時間を拡大することを目指す。

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付いているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

【C地区】

<事業概要>

市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点。1階には地元JAとの連携により地産地消産直市を設置する。2階には地元産品を活用した食堂や産品紹介コーナーを設置する。

<必要性>

現在の紺屋町商店街には野菜、肉、魚の中で特に野菜が欠如している上、地元食材をメインに使用した飲食店が存在しない。そこで、本市の特徴である豊富な食材を活用することで、地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図る。

【D地区】

＜事業概要＞

人々の生活を支える衣食住に関する商品を取り揃える専門店街。特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指す。

＜必要性＞

人々の生活を支えるには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要である。しかし、現在の紺屋町商店街には「食」と「住」の店舗数が少なく、戦略を持って店舗構成を考える必要がある。そこで、集客が可能となる店舗バランスを調えることを目的に、複数店舗を戦略的に立地することが可能となるテナントミックスにて店舗数を拡大する。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・紺屋町商店街の平成20年の空き店舗数は38件に対して13件と空き店舗率約34.2%であり、これは平成16年の17.9%の2倍弱となっており、平成20年の西条商店街の空き店舗率（44.2%）に迫る勢いで空き店舗率が増加している。
- ・西条商店街の空き店舗率は近年で大幅に増加しており、平成20年で44.2%となっている。郊外店舗の立地や後継者不足、また、現在の商店が店舗兼用住宅であるため、貸し店舗としての活用が困難なことから、中心市街地の求心力が低下し、空き店舗が増加していると思われ、空き店舗の増加が、さらに求心力の低下を招くといった悪循環に陥っている。

表1－紺屋町商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
店舗数	39	39	39	38	38
空き店舗数	7	11	11	11	13
空き店舗率	17.9%	28.2%	28.2%	28.9%	34.2%

※西条市調べ

表2－西条商店街の空き店舗数

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
店舗数	222	218	215	215	215
空き店舗数	76	84	88	93	95
空き店舗率	34.2%	38.5%	40.9%	43.3%	44.2%

※西条市調べ

- ・地場産品を活用した地産地消の取り組みの奨励（C地区）、衣食住のバランスの取れた商品提供により市民ニーズを幅広く満たすこと（D地区）を目的に実施する当該事業とともに、商店街単独だけでなく、他団体等との連携により活性化に効果的な地域貢献活動（イベント等）を実施し、集客の流れと滞留時間の長い空間を生み出すことで来街者の増加を図る。こうした賑わい空間の創出は、商店街の魅力を高め、中心商店街全体の空き店舗や低未利用地の活用、ひいては中心市街地全体の活性化に結びつくものである。

○文教施設、医療施設、公共事業等のまちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

- ・当該事業により、中心市街地内を通るアクアトピア水系や新四国のみち、また、平成19年11月にオープンした四国鉄道文化館や十河信二記念館、市観光交流センターによる観光インパクトをレンタサイクル事業やアクアトピア悠歩事業との連携により街なかの賑わいへ繋げ、観光客等の回遊性の向上を高めるとともに、一体的に実施することにより、商店街全体に波及効果を及ぼし、一層事業効果を高めることになる。

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業 ～タウンマネージャー 設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
事業名： <u>西条紺屋町商店街C地区整備事業(再掲)</u> <u>内容：紺屋町商店街の一つであるC地区の整備</u> <u>面積：1,225㎡</u> <u>延べ床面積：750㎡</u> <u>店舗(産直市)、駐車場35台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならず、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。 (上記は以下事業に共通) <u>本市の特徴である豊富な食材を活用することで、市民に安心安全を届ける地産地消を推進する拠点として、地産地消産直市や地元産品を活用した食堂、地元産品紹介コーナーなどを設置します。</u> <u>地産地消の観点から集客を行い、来街者の利便性の向上を図ります。</u>	<u>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</u> <u>実施時期：平成23年度～平成24年度</u>	
事業名： <u>西条紺屋町商店街D地区整備事業(再掲)</u> <u>内容：紺屋町商店街の一つであるD地区の整備</u> <u>面積：2,675㎡</u> <u>延べ床面積：2,240㎡</u> <u>テナント、戸建店舗、公園、駐車場24台</u> 実施時期：平成20年度～平成24年度	西条紺屋町商店街振興組合	<u>人々の生活を支えるためには、衣食住のバランスのとれた商品を提供することが必要であることから、衣食住に関する商品を取り揃える専門店街として整備します。</u> <u>特に、街に活気を呼び込むことができる「食」に重点を置き、市民から愛着のあるテナントミックスを目指すことで、来街者の利便性の向上を図ります。</u>	<u>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</u> <u>実施時期：平成23年度～平成24年度</u>	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：産業文化フェスティバル開催事業 ～タウンマネージャー 設置事業 (略)	(略)	(略)	(略)	
((4) から移設)				
((4) から移設)				

<p>事業名：西条紺屋町商店街アーケード整備事業（再掲）</p> <p>内容：紺屋町商店街におけるアーケードの整備</p> <p>延長：約160m</p> <p>実施時期：平成20年度～平成24年度</p>	<p>西条紺屋町商店街振興組合</p>	<p><u>アーケードの設置（現アーケードを取り払い整備する。）により来街者の利便性の向上を図ります。</u></p>	<p>支援措置の内容：戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>実施時期：平成23年度～平成24年度</p>	
---	---------------------	---	---	--

<p>（（４）から移設）</p>				
------------------	--	--	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名 内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p>事業名：商店街活性化支援事業（略）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>事業名：西条紺屋町商店街C地区、D地区テナントミックス事業</p> <p>内容：専門家の派遣による事業計画のブラッシュアップ</p> <p>実施時期：平成22年度～平成24年度</p>	<p>西条市中心市街地活性化協議会</p>	<p><u>紺屋町商店街の活性化を図るためには、運営等の仕組みづくりが必要不可欠です。</u></p> <p><u>同商店街においては、公平・公正性を保ちながら、魅力ある店舗構成（業種や配置）を図っていくために、「タウンマネジメント委員会（仮称）」を設置することとしています。</u></p> <p><u>同委員会における役割やテナント決定の基準及び判断等について明確にしておくため、専門的知識を有する方による診断・アドバイスを受けながら、実効性を高めるために、事業計画をブラッシュアップしていきます。</u></p>	<p>支援措置の内容：中心市街地商業活性化診断・サポート事業</p> <p>実施時期：平成22年度～</p>	

(3) 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名 内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
<p>事業名：商店街活性化支援事業（略）</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(新規追加)</p>				

(3) 略

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
(7. [2] (1)、 (2) ①に移設)				
事業名：土曜夜市開催 事業～街なか情報発信 事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

(4) 国の支援措置がないその他の事業

事業名 内容及び実施時期	実施 主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その他の 事項
事業名：共同店舗整備 事業（再掲） 内容：西条商店街（紺 屋町）において、共同 建替による再開発を 実施 実施時期：平成20年度 ～	西条紺屋 町商店街 振興組合	<p>中心商店街の抜本的な活性化を図るためには、未利用地の有効活用を図るとともに、地元住民・商業者・来街者の利便性・快適性を向上させなければならない、旧態依然とした商店街部のまちの構造は時代に取り残されたものとなっていることから、地域の総合的なデザインが必要不可欠であり、区画整理や再開発事業は避けては通れない状況です。</p> <p>上記の諸問題に対処するため、西条商店街の北側に位置する紺屋町商店街において、約 1.0ha の共同建替を実施し、西条商店街の拠点となる商業施設を整備します。整備にあたっては、生鮮食料品や日用品、クリニックなどの市民の生活の視点にたった店舗を中心に若者向けの店舗やスポーツ施設など、多様なニーズが交流できる店舗構成を検討しています。また、共同建替にあたっては、45 戸の住宅供給を行い、まちなか居住を推進します。</p> <p>この事業により、生活利便性が向上するとともに、商店街への来街者の増加や小売商品販売額の増加、共同建替の成功例をつくることによる周辺商店街への波及効果が見込まれることから、中心市街地の商業活性化を図る事業として必要です。</p> <p>将来的には、隣接する東町商店街も含めて、合計約 3.5ha の再開発を目指します。</p>		
事業名：土曜夜市開催 事業～街なか情報発信 事業（再掲）（略）	（略）	（略）	（略）	（略）